



当会会員 柳井 幸 (62期) ●Sachi Yanai

本コーナーでは、一般的な国内法律事務所を飛び出して働く弁護士に、勤務の実態等を紹介していただきます。

## 1 自治体勤務となった経緯

平成26年4月より、東京都国分寺市に特定任期付公務員として勤務しています。所属(役職)は政策部政策法務課政策法務担当係長で、任期は5年間です。

弁護士登録以降、都内の一般民事事務所に勤務していましたが、5年目を迎えた平成26年1月ごろ、国分寺市が政策法務部門の強化のために若手弁護士を任期付採用することを検討しているという話を耳にしました。所属事務所の先輩弁護士から強く勧められたこともあり、面接を受け、採用が決まりました。

## 2 自治体勤務となるにあたって

とはいえ、自分自身に公務員経験はなく、所属事務所が自治体の顧問業務等をしていたわけでもありません。自治体法務に全く明るくないにもかかわらず、当該自治体の一人目の弁護士採用で入って、採用側の期待に応えられるような仕事ができるだろうか、そもそも大きな組織の中で仕事をしたことのない自分がまともに務められるだろうかという不安はありました。また、国選刑事弁護はできるだけ続けていきたいと思っていたので、公務

員として自治体に勤務する間は兼業禁止のため刑事事件からしばらく離れざるを得ないことについても、悩みました。

一方で、登録5年目という周囲で独立、移籍、インハウスへの転職等が増えてくる時期でもあり、自分自身、今後のキャリアについていろいろと頭を悩ませていた時期でもありました。徐々に増えているとはいえ、まだ全国で数十人しかいない自治体勤務弁護士の経験は、今後の弁護士人生においてプラスになることこそあれ、絶対にマイナスにはならないだろうと思い、応募を決意しました。

## 3 勤務実態について

業務内容としては主に、①庁内各課からの相談への対応および顧問弁護士に相談する際の調整、②訴訟案件についての担当課と代理人弁護士との調整、③行政不服審査についての担当課への助言(補正指示ならびに裁決および決定の添削等)、④例規審査(政策法務的観点からの助言および法制執務)、⑤庁内研修講師等です。上記の業務についてのやり方の見直しや庁内マニュアル作成等も行っています。また、選挙事務やイベント応援(広報ビデオ撮影や受付業務等)等、市役所のほかの職員と同じ業務も行っています。

勤務時間は午前8時30分から午後5時15分で、残業することもあります。基本的には土日は休めますので、労働時間は事務所勤務時代よりも短くなりました。

給与は残業代込で600万円台後半です。弁護士の収入水準と比較すると高額とは言えないかもしれませんが、定時があり、事務所勤務時代のように急ぎの仕事で徹夜や終電帰りが続くというようなことはあまりなく、夜の時間を自身や家族のために使うことができるようになりました。また、係長職での採用ということで、他市の課長職採用の弁護士の方と比較して、部下のマネジメントや議会答弁といった業務に割く時間が少ない分、純粋に法律相談業務等に集中できるという意味では、仕事のやりやすさを感じます。

庁内各課からの相談において民法や借地借家法等の論点は頻出ですし、刑事事件に関する相談も予想以上にあり、事務所勤務時代の知識と経験を活かせる場面は多いように思います。また、あまり馴染みのない法律（例えば墓地埋葬法、農地法、下水道法、都市再開発法等）の初見の論点を含む相談がきた際にも、丁寧に聞き取り、必要な資料を集め、文献等の調査を行い、法的検討を行う、という弁護士の問題解決手法は有用だと感じました。

当該自治体の一人目の弁護士採用ということで、手さぐりで働き方や立ち位置を模索していった部分はありますが、市役所のほかの職員の方たちはいい方たちが多く、飛び込んでみれば思いのほか働きやすい環境でした。

#### 4 法律事務所での勤務との異同について

現在、弁護士の肩書やバッジが直接必要になるような仕事はしていません。勤務当初に係属中だった事件は、市に職務専念義務免除申請と兼業許可申請を行い、訴訟代理人活動等を行っていましたが、勤務開始後は新規の受任はせず、また、国選や当番の名簿も登録を抹消しました。

公務員には職務専念義務がありますので、上記の活動を継続的に行うのは難しいのではないかと思います。

#### 5 弁護士会とのかかわりについて

弁護士会の委員会活動は、職務専念義務免

除申請を行えば勤務時間内であっても出席できるため、本年度から、新たに自治体勤務に関する委員会に入っています。本年2月に二弁弁護士業務センターで行われた自治体勤務弁護士の座談会には、パネリストとして参加させていただきました。

委員会活動、研修や研究会に参加し、情報収集するとともに弁護士としての感覚を鈍らせないようにすることは、自治体勤務においても役に立つと思いますので、市にはこの点を説明し、理解してもらいました。研修資料等は参考のため市役所内で回付しています。なお、弁護士会の登録費用は全額自己負担ですので、会費で任期付公務員の会費が免除になれば大変ありがたいなという気持ちはあります。

#### 6 任期終了後の展望について

任期が5年と比較的長いため、一般民事業務から長く離れることへの心配はありますが、訴訟事件中心の一般民事事務所では経験できない様々な経験を積めますので、復帰後はこれを強みとして活かしていきたいと考えています。

#### 7 終わりに

基礎自治体である市町村の業務は市民の日常生活のあらゆることにかかわっているため、知っているつもりで知らなかった「世の中の仕組み」を改めて知ることが多く、視野が広がったと感じます。問題解決を通じて人（市民）のためになる仕事をしていると思えること、組織の一員として大きな仕事にかかわれること、弁護士として尊重され能力発揮の場を与えられること、ワークライフバランスをある程度確保できること等、自治体勤務弁護士業務はいろいろなやりがいと魅力のある仕事だと思います。また、自治体行政における法の支配の実現に携われるということは、とても価値のあることだと思います。

もし自治体勤務弁護士となることを迷っている方がいらしたら、ぜひ応募してみることをお勧めします。

■